

社団法人京都府看護協会選挙規程

(目的)

第1条 社団法人京都府看護協会の選挙に関する規定は、定款及び細則によるほか、この規程に定めるところによる。

(この規程の適用範囲)

第2条 この規程は、役員、職能委員、推薦委員及び社団法人日本看護協会総会代議員（以下「代議員」という。）の選挙に適用する。

(選挙事務の管理)

第3条 この規程における役員等の選挙に関する事務は、推薦委員会及び選挙管理委員会が管理する。ただし、選挙の執行は、総会議長の指揮に従って行う。

(出席会員数の確認)

第4条 議長は、選挙開始の宣言に先立ち、出席正会員及び特別会員（以下本規程においては「会員」という。）数を確認しなければならない。確認後は会員の入退場は禁止する。ただし、申し出により退場する場合はこの限りでない。

(議場推薦)

第5条 細則第18条により推薦委員会は、投票開始前に確定した候補者を発表する。

2 前項の外、出席会員は議場において候補者（専務理事、常任理事及び会員外から選任される監事を除く。）を推薦することができる。ただし、本人の承諾を得なければならない。

3 議場推薦終了後、推薦委員長はその旨議長に報告しなければならない。

(選挙管理委員会)

第6条 選挙管理委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 選挙管理委員は、正会員の中から会長が推薦し、議長が指名する。

3 この委員会に委員長を置き、委員長は会長が推薦し、議長が指名する。

4 選挙管理委員は、選出された総会の日から次年度の総会の前日まで、その職務に責任を負う。

(選挙管理委員会の任務)

第7条 選挙管理委員会は選挙が公明かつ適正に行われるよう配慮しなければならない。

2 選挙管理委員は次の事務を行うものとする。

(1) 会員を確認し、投票用紙を配布すること。

(2) 投票開始前に投票箱を点検し、不正がないことを2人以上の会員に確認させ、投票場に適宜配置するとともに投票に立ち会って不正のないよう監視すること。

(3) 投票終了後、投票もれのないことを確認し、投票箱をその場で封印し、所定の場所に保管すること。

(4) 開票を次により行うこと。

ア 開票に先立ち、開票の任に当たる者を選任し、開票にあたらせるとともに、選挙管理委員長の許可のある者以外は開票場の立ち入りを厳禁する。

イ 投票総数を確認する。

ウ 有効投票と無効投票の分類を行う。

エ 役員、推薦委員、職能委員及び代議員ごとに投票の集計を行う。

オ 集計後、投票用紙は集計種目別に保管できるよう取りまとめる。

(5) 委員長は集計結果を一覧にして議長に提出する。

(6) 選挙の経過を記録した選挙録を作成し、議長に提出する。なお、選挙録には選挙管理委員全員、議長及び選挙管理委員長が指名した会員2名以上が署名捺印しなければならない。

(投票の記載及び投函)

第8条 会員は細則第10条及び第19条の定めにより、当該選挙の候補者の中から役員、推薦委員、職能委員及び代議員を選び、それぞれの定数ごとに指定の記号をつけて、これを投票箱に投函しなければならない。

2 第5条第2項の規定により議場推薦された候補者を選ぶ場合は、指定の箇所に当該候補者名を自書し、それぞれの定数の範囲内で指定の記号をつけなければならない。

(無効投票)

第9条 次の投票は、無効とする。

(1) 「京都府看護協会印」の捺印のある所定の用紙以外の用紙を使用したもの。

(2) 指定の記号以外で記載したもの。

(3) 単記投票の場合に2名以上の候補者の記号を記載したもの。

(4) 連記投票の場合に定数を超過して記号を記載したもの。

(5) 記号及び前条第2項の規定による議場推薦の候補者の氏名以外のことがらを記載したもの。

(6) 前条第2項により記載された議場推薦の候補者の氏名が次のものであるもの。

ア 候補者の氏名が誤って書かれている場合

イ 候補者以外の氏名が書かれている場合

ウ 判読困難な場合

(無効投票のある場合の他の投票の効力等)

第10条 連記投票において定数を超えない記号の記載のうち、前条第2号及び第6号により無効とされた投票以外の投票は有効とする。

2 議場推薦において同一候補者の氏名2個以上を記載し、かつ記号を記載したものは、記号1個だけを有効とする。

3 連記投票の場合に記号の数が所定数に満たないときは、その数を有効とする。

(得票同数の場合の決定方法)

第11条 得票同数者の中から当選者を決定する場合は、細則第21条により議長がくじで定める。

(当選者の決定)

第12条 議長は、選挙管理委員長から開票結果の報告を受けたときは、当選者を決定し、速やかに会長に報告しなければならない。

(当選者の公示)

第13条 前条の報告を受けた会長は、これを公示しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成10年6月13日から施行する。

1 この規程は、平成19年11月16日一部改正し同日から施行する。